

学 校 生 活 の き ま り （ 令 和 7 年 4 月 現 在 ）

生 活 の 目 標

学校は、集団生活の場であり、生徒が、気持ちよく生活を送るために「質素」「清潔」「健康」を基本とする。

（望ましい生徒像）

(1) 基礎学力と豊かな教養を身につけた人になろう。

（つくりだそう）＝創造

(2) 心身の健康を増進し、忍耐強く積極的に活動できる人になろう。

（やりぬこう）＝克己

(3) 自他の人権・人格を尊重し、自主性・協調性に富んだ社会人になろう。

（いづくしもう）＝信愛

生 徒 心 得

(1) 礼儀について

- ① 先生に対しての言葉づかいや態度は、親しみの中に、敬意を忘れないようにし、朝夕気持ちよく心からあいさつしよう。
- ② 学校の来客の方にも気持ちよく心からあいさつしよう。
- ③ お互いに、敬愛の心情をもって交わり、友人間でも朝夕のあいさつは気持ちよくしよう。

(2) 言葉づかいについて

- ① 言葉づかいは、常に、正しくはっきりと話すよう心がけよう。
- ② 先生・来客の人と話すときは、ていねいな言葉を使いましょう。
- ③ 粗暴な態度や他人の心をきずつけるような言葉づかいはやめよう。

(3) 校内の生活について

- ① 校内では、安全第一に行動し、危険なことはやめよう。
- ② チャイムの合図で授業が始められるようにしよう。

③ 集団生活のルールを守ろう。

- ④ 授業は、まじめに受けよう。
- ⑤ 清掃は、自ら進んで熱心にしよう。
- ⑥ 放送が始まったら、静かに話を聞こう。
- ⑦ 登校してから終礼が終わるまでの間、原則、校外に出ることはできません。
- ⑧ 教室を移動するとき、下校するとき、必ず確実に戸締りをしよう。
- ⑨ 職員室に出入の際は、服装を再度整え、マナーを守ろう。
- ⑩ 学習に不必要なものは学校に持参しない。また、生徒間の金銭の貸借はやめよう。（例）金銭・携帯音楽プレーヤーなど
※携帯電話は原則禁止です。ただし、特別な事情がある場合のみ相談してください。
- ⑪ 飴、ガムなどのお菓子は禁止。飲料として認めるのは、お茶、水、スポーツドリンクとします。ただし、昼食時のみ、ビン、缶、炭酸以外の飲み物は認めます。
ごみは、必ず持ち帰るようにしましょう。自動販売機で購入したペットボトルのみ自動販売機の横のごみばこに捨ててよいことにします。
- ⑫ 特別な理由がない限り、他の学年のフロアや他のクラスの教室には行かないようにすること。（自分の教室で静かに過ごしたい人もいるため）
- ⑬ 定期テスト中及び一週間前、また成績処理期間中は職員室への入室禁止です。用のある人は、職員室の入口で先生を呼ぼう。
- ⑭ 自動販売機の使用については、日置荘中学校の自動販売機のルールに従って使用すること。
- ⑮ トランプ、UNO の持ち込みを認めます。ただし昼休みの自教室のみ使用可とします。

(4) 昼食について

- ① 堺市では学校給食を、月単位で申し込むことができます。
- ② 弁当が用意できないとき、登校時にコンビニなどで、弁当、おにぎり、パン類を買うことを認めます。
- ③ 登校後、弁当を忘れたことに気付いたときは、原則、ランチサポートミニ（かい、9:00 まで）を申し込む。ランチサポートミニを申し込めなかったときは、担任の先生に相談しましょう。
- ④ ペットボトルは認めますが、水筒と同じ考え方で、学校のゴミ箱へは捨てず、

非常変災時等の登下校について

1. 午前7時の時点で、堺市に「特別警報」、「暴風警報」が発令されている場合は臨時休業とします。（その後、解除されても、そのまま臨時休業です。）
2. 午前7時の時点で、堺市に、「大雨警報」が発令されており、なおかつ、J R 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線がすべて運休している場合は、臨時休業とします。
3. 登校前に雷が鳴っている場合は、雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。
4. 登校前に堺市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

家に持ち帰りましょう。

昼食時間の15分は、教室で昼食をとりましょう。

(5) 学習について

- ① 先生が来られて、授業が始まったら、起立してあいさつをしよう。
- ② 学習中は、学習のために一生けんめいに励もう。
- ③ 授業の終わりに、起立してあいさつをしよう。
- ④ 教室を移動する場合、次の授業に間に合うよう行動しよう。
- ⑤ 自習時間も他人に迷惑をかけないように勉強しよう。
- ⑥ 休憩時間は、トイレを済ませ・休息・教室の移動など、次の準備をするための時間であるので考えて行動しよう。

(6) 清掃について

- ① 清掃は一斉に担当場所を行い、各自協力して手際よくきれいにしよう。
- ② 清掃時間中は自分の担当はもちろん、終わった場合も他のものの手伝いなど仕事を見つけて清掃しよう。
- ③ 窓ガラスの掃除は、一階を除き二階以上は内側だけとし、外側は危険なのでやめよう。また、窓枠や踏み台などに乗るのもやめよう。
- ④ 黒板消しのよごれを落とす場合は、専用クリーナーを使おう。

(7) 登下校について

- ① 始業時刻は、8時30分です。
- ② 交通ルールを守ろう。
- ③ 終礼後、用事のない生徒はすみやかに下校しよう。
- ④ 忘れ物を取りに来たり、先生に用事で登校する時にも、標準服もしくは体操服を着用しよう。
- ⑤ 自転車での通学は絶対にやめよう。
- ⑥ 最終下校時刻は、18時00分 とします。

(8) 校外生活について

- ① 規則正しい生活をしよう。

- ② 外出にあたっては、行き先・同行者・用件・帰宅時刻を家の人に知らせよう。
- ③ 他人のものと自分のものとの区別をはっきりし、他人のものと間違ふことのないよう心がけよう。
- ④ 夜間の外出は、特別の場合を除いてやめよう。
- ⑤ 娯楽施設及び宿泊をとまなう旅行等をする場合には、保護者またはそれにかわる指導者に同伴してもらおう。

(9)学割 学割については、生徒旅客運賃割引証交付願を学校に提出しましょう。

(10) 出席停止・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

ー出席停止についてー

流行性耳下腺炎・水痘・麻疹・風疹・インフルエンザ・感染性胃腸炎（ノロウイルス）溶連菌感染症などの感染性疾患にかかった時は、感染を防ぐために、治癒するまで出席が停止になります（欠席扱いにはなりません）。感染性疾患にかかった時は、学校に連絡し、医師から登校の許可（口頭で可）を得てから登校するようにして下さい。

なお、インフルエンザについては、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで出席停止になります。（H. 24. 4. 1～変更）

※コロナウイルス感染症関連は、別途定められています。

ー独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度についてー

学校管理下（登下校含む）においてケガをし、病院等で受診した場合、医療費の一部がお見舞金として支給される公的共済制度です。受診したことを担任・部活動顧問または保健室まで連絡すれば、必要な書類を渡します。書類が提出されてから2～3ヶ月後に給付金が支給されます。なお、治療が翌月にもかかる場合は、その都度申し出てください。

(11)欠席・遅刻・早退について

- ① A Tの時間以降に遅刻した場合は、職員室に行って所定の用紙に記入してもらってから教室へ向かいましょう。
- ② 早退する場合は、先生から保護者に連絡してもらって下校しましょう。
- ③ 欠席や遅刻する場合は、8時20分までに、保護者の方に tetoru を

保健室の利用について

1. 保健室はどんなところ

皆さんが、元気に学校生活を送ることができるように、サポートをしています。

2. どんな時、利用するか

- ① からだのぐあいが悪くなった時
- ② けがをした時
- ③ 自分のからだやこころについて相談したい時
- ④ その他

3. 利用する時は

- ① 必ず先生に申し出てから行く。（授業中は教科担任に、休み時間は近くにいる学年の先生に「保健室利用カード」を記入してもらい、クラブ中は顧問の先生に伝える。）
- ② 軽い病気や、けがの時は、なるべく休み時間に行く。
- ③ 軽いすり傷は、水道水で砂を洗い流してから行く。（深い傷の時は何もしない）
- ④ 誰かが病気やけがで倒れた時は、まず近くの先生に連絡する。

4. 保健室に行ったら

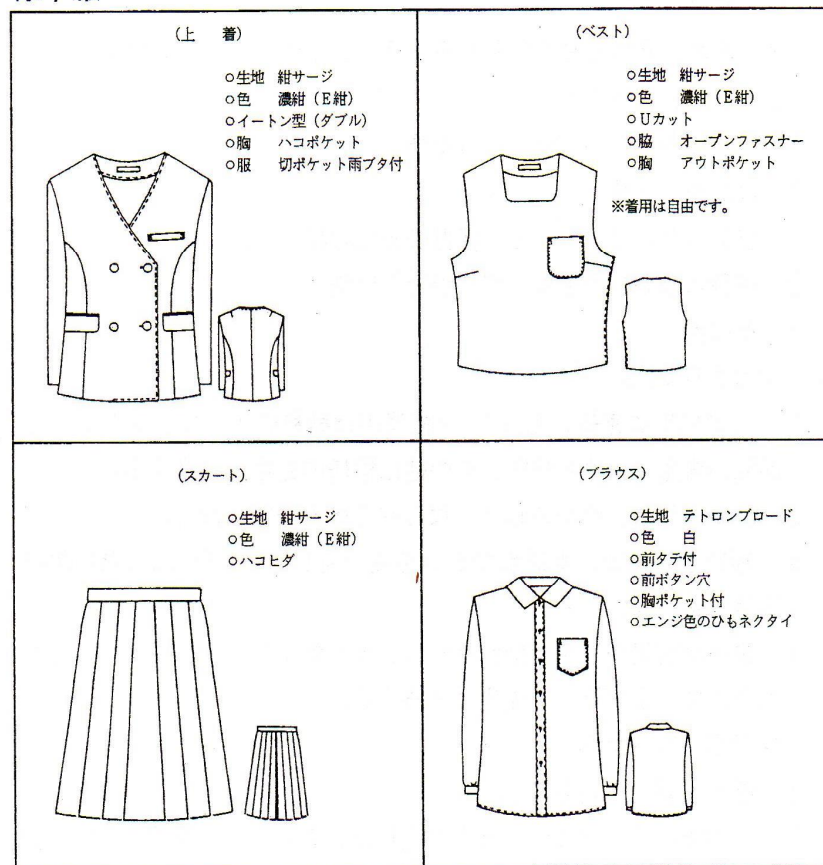
- ① 学年・組・氏名を言う。
- ② いつ頃から、どこがどんな症状か、考えられる原因は何か、わかりやすく伝える。
- ③ 「失礼します」「おねがいします」「ありがとうございました」などマナーを忘れずに。
- ④ 保健室は気分の悪い人やケガをした人がきているため、静かにする。
- ⑤ 保健の先生が不在の時は、勝手に保健室に入らない。
職員室の先生に連絡し、指示をうけること。
- ⑥ 保健室の利用は1時間を限度とし、回復しないときは保護者に連絡してもらい、帰宅する。

5. 手当てをうけたら、担任の先生に連絡する。

6. 家に帰ったら

- ① 家の人に学校で手当てをうけたことを話す。
- ② 病院へ行くように言われた人は、家の人と相談する。

標準服 2



使って学校に連絡をしてもらいましょう。

(12) 頭髪・服装について

(イ) 髪型

- ・脱色・染色は禁止とする。
- ・髪を束ねる場合、予期せぬ接触時にけがの危険性があるような飾りの付いたものは禁止とする。また、教科によって授業に支障があるものは、その教科の先生の指示に従うこと。

(ロ) 服装

- ① 本校指定の標準服か体操服を着用しましょう。

項目	時期	標準服 1		標準服 2	
		冬期	夏期	冬期	夏期
上衣		黒詰襟学生服、校章入りボタン(5つ)、そで口2つボタン、下に白の Cutterシャツ	白半そで Cutterシャツ (ボタンダウンは不可)(下に着る肌着が袖からはみ出さないようにする)	紺ブレザー、ベスト、エンジ色のひもネクタイ 白長そでブラウス	白半そでブラウス、エンジ色のひもネクタイ (下に着る肌着が袖からはみ出さないようにする)
ズボン スカート		黒の標準型学生ズボン(ラッパ・すその長いもの・タック入りは不可)		紺色のスカート、ハコヒダ16本 スカートの長さは膝が隠れる程度	
ベルト		派手でないベルト、極端に細いものや太いものは不可。		派手でないベルト・サスペンダー (スカートを体に合わせる目的で使用するときは可)	
靴		動きやすい運動靴 (クロックス、サンダルなどは不可)			
カバン		紺の規定のスポーツバック・紺の規定のサブバック・規定以外のものは不可。			
防寒具		1. 標準服や体操服だけで寒い場合は、学校指定のウインドブレーカーを着用する。 2. 登下校時のマフラー、ネックウォーマー、手袋、耳当て、帽子などの着用を認める。 ・8時30分のチャイムまでにとる。 ・終礼での挨拶が終わってから着用する。 ・登校後、昼休みにグラウンドへ出る場合のみ特別に着用を許可する。 3. 全校集会時の防寒は、ウインドブレーカーで行い、マフラー、ネックウォーマー、手袋、ひざ掛けは認めない。 4. ひざ掛けは、教室内でのみ使用するものとする。(長時間に渡り体育館で活動する場合は、担当者の判断で許可する場合がある)ただし、テスト時は認めない。 5. ウインドブレーカー以外のアウター、また、パーカーなどフードのついた服は禁止。 6. カーディガンの着用は認めるが、胸元・袖・裾からは極力見えないようにする。			

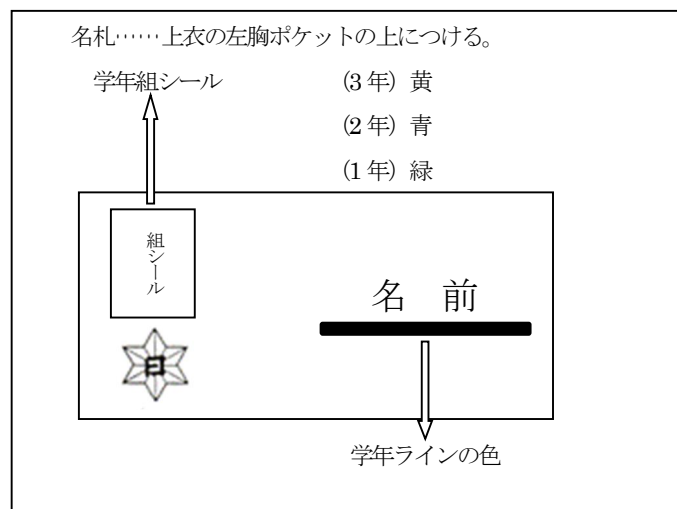
☆式や文活、体育大会など行事によっては、標準服登校や体操服登校を指定する場合もある。式と名前に付く行事は標準服を着用すること。

1

良いが、入学式・卒業式などの行事には冬服を着用する。

☆衛生面の観点から体育の授業終わりはできる限り更衣するようにする。特に気温の高い夏季の期間については、気を付けるようにすること。

- ② 黒詰襟学生服、紺ブレザーのボタンは全部止めよう。
- ③ ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品やカラーコンタクト、つけまつげ・マニキュア・つけ爪等はやめよう。
- ④ 名札はきめられた通り、正しくつけよう。



(13) 体操服

(冬期) 紺ジャージトレーニングパンツ、紺ジャージ
トレーニングウェア（長袖）、（ゼッケン）

(夏期) 紺ハーフパンツ、白(半袖)トレーニングシャツ

そのときは素直に従うようにしよう。

